

平成28年12月開始に向けた 団体扱いの流れ

【手続例】 保険料を口座振替により月払いしている場合

(ご注意)

前納払込にしている方は、次回の払込月から団体扱いとなります。

①「団体払込加入確認書」と「保険料前納手続委任状」を記入。

☆「団体払込加入確認書」は記載例を参考にご記入ください。

☆「保険料前納手続委任状」は10月27日の口座振替を2か月分(10月分と11月分)に変更する手続きを沖縄県学校生活協同組合に委任する為に必要です。

⇒10月27日には2か月分が従来の口座から引去りされるので、残高不足にならないようにご注意ください。

※委任によらず契約者が郵便局で手続きをすることもできます。

⇒ 証券番号が分かるものをお持ちください。



②「団体払込加入確認書」と「保険料前納手続委任状」を同封の封筒にて沖縄県学校生活協同組合に提出する。



③ 28年12月より団体取扱(給与天引)開始

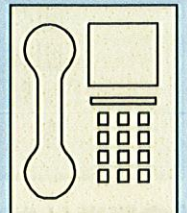
【お問合せ先】

▶かんぽ生命団体扱相談窓口(職域営業推進室内)

TEL: 03-6402-6536

(平日9:00~17:00)

E-MAIL: kampo.dantai.info1.ii@jp-life.jp



(団体受持郵便局:那覇中央郵便局 098-853-4560)